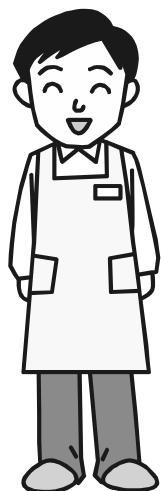


平成24年度広島県介護支援専門員
実務経験者に対する更新研修受講案内



☆☆☆もくじ☆☆☆

1.	目的	・・・P. 1
2.	実施主体	・・・P. 1
3.	研修の種別	・・・P. 1
4.	対象者	・・・P. 1
5.	研修課程の種類・総時間・実施期間	・・・P. 2
6.	研修課程の日程等	・・・P. 2
7.	受講料	・・・P. 2
8.	募集定員	・・・P. 2
9.	募集期間	・・・P. 2
10.	受講手続等	・・・P. 2
	(1) 必要書類	
	(2) 書類の送付先	
	(3) 介護支援専門員証の更新手続きについて	
	(4) 2回目以降の更新手続きについて	
	(5) 受講履歴について	
11.	受講の決定	・・・P. 4
	(1) 受講決定の通知	
	(2) 受講決定後の変更の取り扱い	
12.	修了証書の交付と修了者名簿の登録	・・・P. 4
13.	受講に際しての留意事項	・・・P. 4

【別表】

更新研修課程 I	・・・研修カリキュラム	・・・P. 5
更新研修課程 I	・・・研修日程（上期）	・・・P. 6
更新研修課程 I	・・・研修日程（下期）	・・・P. 7
更新研修課程 II	・・・研修カリキュラム	・・・P. 8
更新研修課程 II	・・・研修日程（上期）	・・・P. 9
更新研修課程 II	・・・研修日程（下期）	・・・P. 10
更新研修 I	受講申込書（様式1）	・・・P. 11
更新研修 II	受講申込書（様式2）	・・・P. 12
実務経験証明書	（様式3）	・・・P. 13

【参考】

参考1	研修会場とアクセス	・・・P. 14
参考2	申込み受講に関する Q&A	・・・P. 16
参考3	研修の流れ	・・・P. 18
参考4	介護支援専門員の研修体系	・・・P. 19
参考5	「介護支援専門員証の紛失」「住所及び氏名の変更」の場合の手続きについて	・・・P. 20

平成 24 年度広島県介護支援専門員 更新研修 実施要領

1 目的

介護支援専門員証の更新に当たり研修を受講することにより、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力を保持し高めることを目的とします。

2 実施主体

広島県知事の指定を受け、社団法人 広島県シルバーサービス振興会が研修事業の実施主体となります。

3 研修の種別

更新研修課程Ⅰ（以下「更新Ⅰ」という。）

更新研修課程Ⅱ（以下「更新Ⅱ」という。）

4 対象者

介護支援専門員として実務に従事している者、又は従事していた経験を有する者（実務経験年数は問いません）で、介護支援専門員証の有効期間が平成 25 年（2013 年）1 月 1 日～12 月 31 日までに満了する者です。

（実務として認められる就労範囲）

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④ 介護保険施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦ 介護予防支援事業者
- ⑧ 地域包括支援センター

但し、これらの事業所または施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、サービス計画の作成を行っていなかった場合は実務経験としては認められません。また、指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっており、当該管理者は、実務経験があると認められます。

5 研修課程の種類・総時間数・実施期間

研修は上期、下期の年2回実施します。いずれかを受講してください。なお、研修は各期で修了することとし、上期と下期にわたっての受講はできません。

※ただし、受講人数によっては、日程変更や中止課目がありますので予めご了承ください。

種 類	総時間数	研修期間（上期）	研修期間（下期）
更新Ⅰ	33 時間	平成 24 年 5 月～7 月	平成 24 年 9 月～12 月
更新Ⅱ	20 時間	平成 24 年 5 月～7 月	平成 24 年 9 月～11 月

6 研修課程の日程等

別表「更新研修内容」（p5～10）のとおりです。

（参考1「研修会場」（P14）、参考3「研修の流れ」（P18）をご覧ください。）

7 受講料

更新Ⅰ 12,000円

更新Ⅱ 12,000円

受講料は受講決定時に送付する「払込取扱票」で払い込んでください。手数料は払込者のご負担となります。原則として払込み後の返金はいたしません。なお、「払込取扱票」が届いて1週間以内に払込みのない場合は、受講できないこともあります。

8 募集定員

区分	研修期間（上期）	研修期間（下期）	年合計
更新Ⅰ	300人	200人	500人
更新Ⅱ	400人	300人	700人

（注1）両課程ともに専門研修受講者の人数が含まれます。

（注2）本年度、介護支援専門員証の更新に必要な更新研修対象の方、主任介護支援専門員研修を受講する予定の方の受講を優先します。

9 募集締め切り

締め切り日：平成24年3月9日（金）

10 受講手続き等

（1）必要書類

ア 申込書

・更新Ⅰ⇒平成24年度介護支援専門員 更新研修Ⅰ受講申込書（様式1）

・更新Ⅱ⇒平成24年度介護支援専門員 更新研修Ⅱ受講申込書（様式2）

（ア）申込書にボールペンで必要事項を御記入ください。研修日程は「更新研修内容」（p5～10）を参照の上、受講日、会場等を記入してください。

（イ）平成24年度主任介護支援専門員研修の受講予定の方は、必ず上期（平成24年5月～7月）の研修を申し込んでください。

イ 実務経験証明書

実務経験証明書（様式 3）を作成してください。但し、平成 18 年～23 年度に介護支援専門員専門研修（当会主催）を受講された方は、実務経験証明書の添付は不要です。

※ アとイについては、当振興会のホームページからもダウンロードできます。

（アドレスは、冊子裏表紙を参照）

(2) 書類の送付先（FAXは不可）

申込書と実務経験証明書等を平成 24 年 3 月 9 日（金）までに次へ郵送してください。

〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目 6-29（財）広島県健康福祉センター1 階
社団法人 広島県シルバーサービス振興会 介護支援専門員研修係

(3) 介護支援専門員証の更新手続きに必要な研修について

①更新（又は専門）研修 I

②更新（又は専門）研修 II

①と②の修了証書が必要です。

※ご自身の受講履歴をご確認の上、研修計画を立てて下さい。

(4) 初回の介護支援専門員証の更新時点での更新研修（実務経験有・無）で 2 回目以降の更新 手続きに必要な研修が異なります。

■更新研修には、2 つあります。

【実務経験有】実務経験者に対する更新研修 I・II（I 33 時間、II 20 時間）

『実施機関 （社）広島県シルバーサービス振興会』

【実務経験無】実務未経験者に対する更新研修（44 時間）

『実施機関 （社福）広島県社会福祉協議会』

《2 回目以降で更新する際の受講課目にご注意下さい》

① 実務経験者に対する更新（又は専門）研修 I 及び更新（又は専門）研修 II を受講された方で、2 回目以降の更新研修は、更新（又は専門）研修 II のみを受講して下さい。

② 実務未経験者に対する更新研修を受講された方で、2 回目の更新の際に実務経験者として更新研修を受講する場合は、更新（又は専門）研修 I 及び更新（又は専門）研修 II の両方を受講して下さい。

(5) 受講履歴について

広島県介護保険課（電話 082-513-3206）又は、（社）広島県シルバーサービス振興会（電話 082-254-9699）で確認できます。

11 受講の決定

(1) 受講の決定通知

- ・ 受講の決定は、更新Ⅰ・更新Ⅱごとに「受講決定通知書」と「払込取扱票」を送付します。このため、両方の研修を申し込んでいても各通知の受け取り日が異なることをご了承下さい。また、受講人数によってはお申込みの日程に添えない場合もありますので、必ず「受講決定通知書」で日程・会場をご確認下さい。
- ・ 受講料は「払込取扱票」が届いて1週間以内に払い込んで下さい。
- ・ 次の日までに届かない場合は申し出て下さい。
 - ・ 上期の申込者は4月28日まで
 - ・ 下期の申込者は7月1日まで
- ・ 受講希望者が定員を超えた場合には、次年度にお願いする場合があります。

(2) 受講決定後の変更の取り扱い

「受講決定通知書」を受け取り後に、通知内容の変更（氏名、住所、受講予定日、受講中止、退職等により受講対象者でなくなった等）が生じた場合は、必ずご連絡下さい。

12 修了証書の交付と修了者名簿の登録

規定の研修時間を受講し（遅刻・途中退席不可）、事例提出等の受講条件を満たした者は、当振興会会長名の修了証書を交付いたします。

また、広島県が作成する広島県介護支援専門員更新研修修了者名簿に登録されます。

13 受講に際しての留意事項

- (1) 「受講決定通知書」は研修終了時に確認印を押しますので、研修日には必ず持参して下さい。
- (2) 研修は研修課程の課目をすべて受講することで修了とします。
補講は原則として認めません。都合により欠席した課目を次期、又は次年度の研修で補講することは出来ません。
- (3) やむを得ず研修を欠席する場合や業務の都合等により受講日時の変更の必要が生じた場合は、事前に必ず電話で連絡の上、変更手続きを行って下さい。
- (4) 講義中、講義以外の事をしている者、回りの受講生に対して不快な思いをさせる者などについては、その場で事務局より指導し、受講を取り止めて退室とすることもあります。
- (5) **更新Ⅱの一部の研修課目は事例提出が受講条件となります。**

事前に各所属（居宅、特養、老健、療養型、グループホーム・地域包括等）の事例を作成し持参して下さい。事例を持参しなかった場合は受講できません。（作成に当たっては、別に送付する事例作成要領を参考にして下さい。）

研修課程Ⅱ	区分	作成要領
課目②	サービス担当者会議 演習	平成24年度広島県介護支援専門員実務経験者に対する更新研修及び専門研修課程Ⅱにかかる事例作成要領
課目④	「居宅介護支援」・「施設介護支援」（演習）	

※ 事例作成要領は、更新Ⅱの受講決定者へ「受講決定通知書」とともに送付いたします。

別表「更新研修内容」

(1) 更新研修課程 I

① 研修カリキュラム

区分	計	時間	課目	
必須 課目 24時間	課目①	2H	介護保険制度論(講義)	
		1H	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理(講義)	
		3H	ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方(講義)	
	課目②	2H	対人個別援助技術(ソーシャルケースワーク)講義	
		3H	保健医療福祉の基礎理解(ii)「社会資源活用」(講義)	
	課目③	2H	保健医療福祉の基礎理解(iii)「人格の尊重及び権利擁護」(講義)	
		4H	保健医療福祉の基礎理解(i)「高齢者の疾病と対処及び主治医との連携」(講義)	
	課目④	7H	対人個別援助技術(ソーシャルケースワーク)演習	
	選択必須課目については、下記の中から、必ず3課目選択して下さい。			
	選択 必須 課目 9時間	選択課目 (右記A～Iの中から3科目選択)	3H	A, サービスの活用と連携(i)「訪問介護・訪問入浴」(講義)
3H			B, サービスの活用と連携(iii)「居宅療養管理指導」(講義)	
3H			C, サービスの活用と連携(v)「短期入所・介護保険施設」(講義)	
3H			D, 保健医療福祉の基礎理解(v)「認知症高齢者・精神疾患」(講義)	
3H			E, サービスの活用と連携(vii)「福祉用具・住宅改修」(講義)	
3H			F, サービスの活用と連携(ii)「訪問看護・訪問リハビリテーション」(講義)	
3H			G, サービスの活用と連携(vi)「介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護」(講義)	
3H			H, 保健医療福祉の基礎理解(iv)「リハビリテーション」(講義)	
3H			I, サービスの活用と連携(iv)「通所介護・通所リハビリテーション」(講義)	

②研修日程 I

<上期> (上期と下期にわたっての受講はできません)

区分	地域	受講日	時間	会場
課目① (講義)	広島	5月17日(木)	10:00~16:45	広島県健康福祉センター
	福山	5月23日(水)	10:00~16:45	県民文化センターふくやま
課目② (講義)	広島	5月30日(水)	10:00~15:45	広島県健康福祉センター
	福山	6月5日(火)	10:00~15:45	県民文化センターふくやま
課目③ (講義)	広島	6月7日(木)	10:45~17:30	南区民文化センター
	福山	6月14日(木)	10:30~17:15	県民文化センターふくやま
課目④ (演習)	広島	7月4日(水)	9:00~16:45	広島県健康福祉センター
		7月12日(木)	9:00~16:45	広島県健康福祉センター
	福山	7月18日(水)	9:30~17:15	県民文化センターふくやま
	三次	7月9日(月)	9:30~17:15	三次福祉保健センター
選択 課目 (講義) (※3科目を選択)	広島	6月16日(土) AM	9:45~12:45	広島県健康福祉センター (H)「リハビリテーション」
		6月16日(土) PM	13:30~16:30	広島県健康福祉センター (B)「居宅療養管理指導」
		6月20日(水) AM	9:45~12:45	広島県健康福祉センター (I)「通所介護・通所リハビリテーション」
		6月20日(水) PM	13:30~16:30	広島県健康福祉センター (G)「介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護」
		6月26日(火) PM	13:30~16:30	広島県健康福祉センター (D)「認知症高齢者・精神疾患」
		6月27日(水) AM	9:45~12:45	広島県健康福祉センター (A)「訪問介護・訪問入浴」
		6月27日(水) PM	13:30~16:30	広島県健康福祉センター (E)「福祉用具・住宅改修」
		6月29日(金) AM	9:45~12:45	広島県健康福祉センター (C)「短期入所・介護保険施設」
		6月29日(金) PM	13:30~16:30	広島県健康福祉センター (F)「訪問看護・訪問リハビリテーション」

※すべての課目の休憩時間は45分です。各会場にてお弁当の販売もしていますので、ご利用ください。

但し 三次会場は、お弁当の販売をしておりませんので、ご了承ください。

②研修日程 I

<下期>

区分	地域	受講日	時間	会場
課目① (講義)	広島	9月24日(月)	10:00~16:45	広島県健康福祉センター
	福山	9月27日(木)	10:00~16:45	県民文化センターふくやま
課目② (講義)	広島	10月2日(火)	10:00~15:45	広島県健康福祉センター
	福山	10月11日(木)	10:00~15:45	県民文化センターふくやま
課目③ (講義)	広島	10月18日(木)	10:45~17:30	南区民文化センター
	福山	10月25日(木)	10:30~17:15	県民文化センターふくやま
課目④ (演習)	広島	11月15日(木)	9:00~16:45	広島県健康福祉センター
	福山	11月13日(火)	9:30~17:15	県民文化センターふくやま
	三次	12月12日(水)	9:30~17:15	三次福祉保健センター
選択 課目 (講義) (※3科目を選択)	広島	10月24日(水) AM	9:45~12:45	広島県健康福祉センター (I)「通所介護・通所リハビリテーション」
		10月24日(水) PM	13:30~16:30	広島県健康福祉センター (G)「介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護」
		10月29日(月) AM	9:45~12:45	広島県健康福祉センター (A)「訪問介護・訪問入浴」
		10月29日(月) PM	13:30~16:30	広島県健康福祉センター (E)「福祉用具・住宅改修」
		10月30日(火) PM	13:30~16:30	広島県健康福祉センター (D)「認知症高齢者・精神疾患」
		11月2日(金) AM	9:45~12:45	広島県健康福祉センター (C)「短期入所・介護保険施設」
		11月2日(金) PM	13:30~16:30	広島県健康福祉センター (F)「訪問看護・訪問リハビリテーション」
		11月10日(土) AM	9:45~12:45	広島県健康福祉センター (H)「リハビリテーション」
		11月10日(土) PM	13:30~16:30	広島県健康福祉センター (B)「居宅療養管理指導」

※すべての課目の休憩時間は45分です。各会場にてお弁当の販売もしていますので、ご利用ください。

但し 三次会場は、お弁当の販売をしておりませんので、ご了承ください。

(2) 更新研修課程Ⅱ

① 研修カリキュラム

区分		時間		課目	備考
必須 課目 20時間	課目 ①	5H	2H	介護支援専門員特別講座(講義)	大規模研修
			3H	介護支援専門員の課題(講義)	
	課目 ②	3H	サービス担当者会議演習		AM・PM区分有 居宅・施設のコース区分 無
	課目 ③	6H	「居宅介護支援」・「施設介護支援」事例研究(講義)		居宅・施設(GH、特養、療 養型、老健)コースの区分 有
課目 ④	6H	「居宅介護支援」・「施設介護支援」(演習)		居宅・施設(GH、特養、療 養型、老健)コースの区分 有	

■更新研修Ⅱの一部の研修課目は、事例提出が受講条件となります。

事前に各所属(居宅、特養、老健、療養型、小規模・グループホーム等)の事例を作成し、持参して下さい。
事例を持参しなかった場合は、受講できませんので、予めご了承ください。

※詳細につきましては、【事例作成要領】(別冊)を更新研修Ⅱの受講者へ送付します。

日程	課目名
課目②	サービス担当者会議(演習)
課目④	居宅介護支援(演習)・施設介護支援(演習)

■居宅・施設コースの選択について

居宅コース、施設コースについては、下表を参考に現在の所属している事業所を選択してください。

居宅コース	居宅、小規模多機能型居宅介護、地域包括支援センターなど
施設コース	特養、老健、グループホーム、療養型、特定施設など

②研修日程 II

<上期> (上期と下期にわたっての受講はできません)

区分	地域	受講日	時間	会場	
課目① (講義)	広島	5月18日(金)	10:00~15:45	南区民文化センター	
	福山	5月24日(木)	10:00~15:45	県民文化センターふくやま	
課目② (演習)	広島	6月12日(火) AM	9:30~12:30	広島県健康福祉センター	
		6月12日(火) PM	13:15~16:15	広島県健康福祉センター	
		6月13日(水) AM	9:30~12:30	広島県健康福祉センター	
		6月13日(水) PM	13:15~16:15	広島県健康福祉センター	
	福山	6月6日(水) AM	9:30~12:30	県民文化センターふくやま	
		6月6日(水) PM	13:15~16:15	県民文化センターふくやま	
課目③ (講義)	居宅 コース	広島	6月28日(木)	9:30~16:15	広島県健康福祉センター
		7月3日(火)	9:30~16:15	広島県健康福祉センター	
	福山	6月21日(木)	9:30~16:15	県民文化センターふくやま	
	施設 コース	広島	7月5日(木)	9:30~16:15	広島県健康福祉センター <特養・グループホーム・特定>
		7月6日(金)	9:30~16:15	広島県健康福祉センター <老健・療養型>	
課目④ (演習)	居宅 コース	広島	7月13日(金)	9:30~16:15	広島県健康福祉センター
		7月20日(金)	9:30~16:15	広島県健康福祉センター	
		福山	7月19日(木)	9:30~16:15	県民文化センターふくやま
		三次	7月10日(火)	9:30~16:15	三次福祉保健センター
	施設 コース	広島	7月26日(木)	9:30~16:15	広島県健康福祉センター <特養・グループホーム・特定>
		7月27日(金)	9:30~16:15	広島県健康福祉センター <老健・療養型>	

※すべての課目の休憩時間は45分です。各会場にてお弁当の販売もしていますので、ご利用ください。

但し 三次会場は、お弁当の販売をしておりませんので、ご了承ください。

②研修日程 II

<下期>

区分	地域	受講日	時間	会場	
課目① (講義)	広島	9月25日(火)	10:00~15:45	南区民文化センター	
	福山	9月28日(金)	10:00~15:45	県民文化センターふくやま	
課目② (演習)	広島	10月5日(金) AM	9:30~12:30	広島県健康福祉センター	
		10月5日(金) PM	13:15~16:15	広島県健康福祉センター	
	福山	10月12日(金) AM	9:30~12:30	県民文化センターふくやま	
		10月12日(金) PM	13:15~16:15	県民文化センターふくやま	
課目③ (講義)	居宅 コース	広島	10月22日(月)	9:30~16:15	広島県健康福祉センター
		福山	11月6日(火)	9:30~16:15	県民文化センターふくやま
	施設 コース	広島	10月31日(水)	9:30~16:15	広島県健康福祉センター <特養・グループホーム・特定>
			11月1日(木)	9:30~16:15	広島県健康福祉センター <老健・療養型>
課目④ (演習)	居宅 コース	広島	11月27日(火)	9:30~16:15	広島県健康福祉センター
		福山	11月29日(木)	9:30~16:15	県民文化センターふくやま
		三次	11月19日(月)	9:30~16:15	三次福祉保健センター
	施設 コース	広島	11月21日(水)	9:30~16:15	広島県健康福祉センター <特養・グループホーム・特定>
			11月22日(木)	9:30~16:15	広島県健康福祉センター <老健・療養型>

※すべての課目の休憩時間は45分です。各会場にてお弁当の販売もしていますので、ご利用ください。

但し、三次会場は、お弁当の販売をしておりませんので、ご了承ください。

受付 No. _____

**平成 24 年度広島県介護支援専門員
更新研修 I 受講申込書**

《FAX不可》

平成 年 月 日

次の太枠内に必要事項を記入、又は○印をしてください。

研修時期	上期・下期	※更新対象は、介護支援専門員証の有効期間が平成 25 年（2013 年）12 月末までに満了する者										
申込者	ふり かな 氏 名							男・女	生年月日 (西暦)	年 月 日生		
	住 所	〒 _____ (TEL _____)							日 中 の 連 絡 先	・自宅 ・勤務先 ・その他 ()		
	登 録 番 号								登録都道 府 県 名	・広島県 ・その他 ()		
	資 格 有 効 期 限	平成 年 月 日							本年度主任介護支援 専門員研修の受講予定	有 ・ 無		
	実 務 経 験 期 間	(通算) 年 月 日		実務経験証 明書の添付		有 無		理由 () ①18～23 年度に提出済み ②その他 ()				
現勤務先	有 ・ 無	事業所・施設		(事業者番号) (名称)								
		所 在 地		〒 _____ (TEL : _____ FAX : _____)								

【受講希望】

区分	日 程	受 講 日	会 場
必須 33 時間	課目① 講義	月 日 ()	・広島 ・福山
	課目② 講義	月 日 ()	・広島 ・福山
	課目③ 講義	月 日 ()	・広島 ・福山
	課目④ 演習	月 日 ()	・広島 ・福山 ・三次
	選択課目 1 講義	月 日 () AM又はPM	・広島
	選択課目 2 講義	月 日 () AM又はPM	・広島
	選択課目 3 講義	月 日 () AM又はPM	・広島
予備日	選択課目 4 講義	月 日 () AM又はPM	・広島
	選択課目 5 講義	月 日 () AM又はPM	・広島

- 注 1 希望受講日は必ず予備日まで記入するとともに、AM 又は PM いずれかに○印をすること。
- 注 2 選択課目は、定員に空きがあれば 3 課目以上の受講は可能である。
- 注 3 申込み多数の場合は希望に添えない場合もある。
- 注 4 選択課目が集中した場合は予備日より決定する。

社団法人 広島県シルバーサービス振興会
 (〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目 6-29)
 TEL (082) 254-9699

更新研修Ⅱ 受講申込書

平成 年 月 日

《FAX不可》

次の太枠内に必要事項を記入、又は○印をしてください。

研修時期		上期・下期		※更新対象は、介護支援専門員証の有効期間が平成 25 年（2013 年）12 月末までに満了する者									
申込者	フリ 氏名	男・女								生年月日 (西暦)	年 月 日生		
	住所	〒 _____ (TEL _____)								日中の 連絡先	・自宅 ・勤務先 ・その他 ()		
	登録 番号									登録都道 府 県 名	・広島県 ・その他 ()		
	資格有効期限	平成 年 月 日								本年度主任介護支援 専門員研修の受講予定		有 ・ 無	
	実務経験期間	(通算) 年 月 日		実務経験証 明書の添付		有 無 → 理由		①18~23 年度に提出済み ②その他 ()					
現勤務先	有・無	事業所・施設	(事業者番号) _____ (名称) _____										
		所在地	〒 _____ (TEL : _____ FAX : _____)										

【受講希望】

区分	日程	受講日	会場	
必須 20 時間	課目① 講義	月 日 ()	・広島 ・福山	
	課目② 演習 (AM・PM いずれかに○印をすること)	AM	(事例を持参すること)	・広島 ・福山
		PM	月 日 ()	
	課目③ 講義 (いずれかのコースと所属の施設に ○印をすること)	居宅コース	月 日 ()	・広島 ・福山
		施設コース	月 日 () (特養・老健・療養型・グループホーム・特定)	・広島
	課目④ 演習 (いずれかのコースと所属の施設に ○印をすること)	居宅コース	(事例を持参すること) 月 日 ()	・広島 ・福山 ・三次
		施設コース	(事例を持参すること) 月 日 () (特養・老健・療養型・グループホーム・特定)	・広島

注 1 コースの選択に当たっては、概ね、受講者の所属によって選択することが望ましい。課目③と課目④のコースと施設の種類の同じとします。

注 2 申込み多数の場合は希望に添えない場合もあります。

社団法人 広島県シルバーサービス振興会
(〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目 6-29 TEL (082) 254-9699)

実務経験証明書

平成 年 月 日

社団法人広島県シルバーサービス振興会会長 様

施設又は事業所の
名称及び所在地

代表者氏名

印

(TEL : _____)

次の者の**実務経験**は、次のとおりであることを証明します。

氏名	(西暦) (年 月 日生)
住所	〒 _____
介護支援専門員登録番号	_____
<p>【実務経験範囲対象】※番号に必ず○をして下さい。 ④は【特養・老健・療養型】各区分にも○をして下さい。</p> <p>① 居宅介護支援事業所 ② 地域包括支援センター（介護予防支援事業所） ③ （介護予防）小規模多機能型居宅介護 ④ 介護保険施設【特養・老健・療養型】 ⑤ （介護予防）認知症対応型共同生活介護 ⑥ （介護予防）特定施設入居者生活介護事業所 ⑦ 現在実務に就いていない</p>	
実務経験期間	①平成 年 月 日～②平成 年 月 日 (年 ヶ月 (見込み))
備考	

注① この証明書は、必ず所属長等の証明権限を有する人が記入してください。

② 介護支援専門員の**実務経験**とは居宅介護支援事業所や介護保険施設等（以下「事業所」という）において**介護支援専門員としてサービス計画作成等の介護支援業務に従事した実務期間**です。

③ **現在、従事している事業所の実務経験期間の最終年月日は、研修受講日前日**とします。

④ **更新研修の受講対象者**は1事業所の証明で結構です。

⑤ 事業所が廃止されている場合は、申込者が記入し、雇用されていたことを証明するもの（雇用保険、年金記録等の証明書の写）を添付してください。

⑥ **法人名で押印される場合は、備考欄に事業所・施設名をご記入下さい。**

但し、これらの事業所または施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、サービス計画作成を行っていなかった場合は実務経験としては認められません。

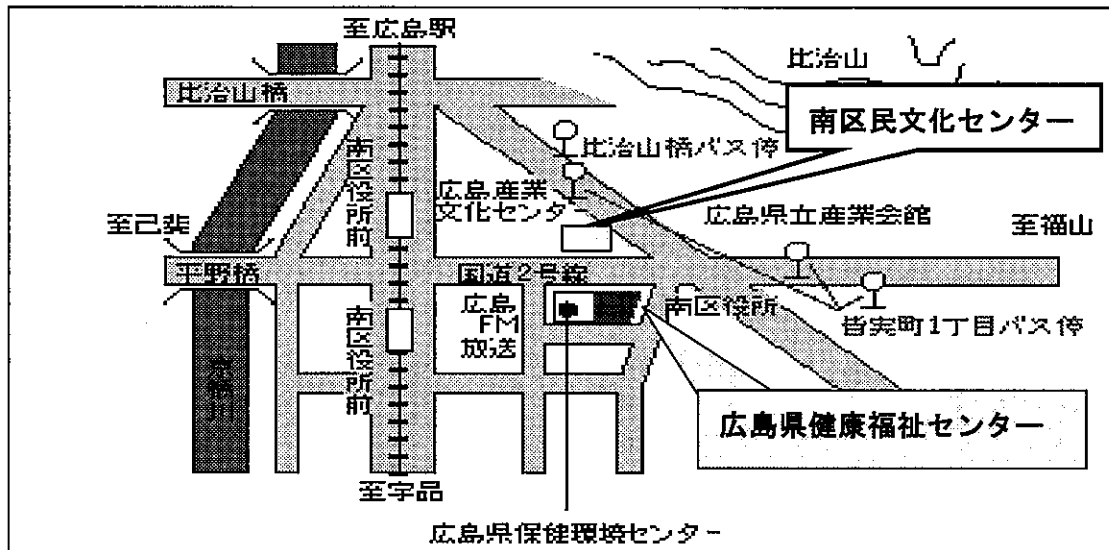
また、指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっており、当該管理者は、実務経験があると認められます。

参考 1 研修会場とアクセス

地域	会 場	電 話	所 在 地
① 広島	広島県健康福祉センター (大研修室、中研修室等)	082-254-9699 (広島県シルバーサービス振興会)	734-0007 広島市南区皆実町一丁目 6-29
② 広島	広島市南区民文化センター (ホール)	082-251-4120	732-0816 広島市南区比治山本町 16-27
③ 福山	県民文化センターふくやま (多目的ホール,文化交流室)	084-921-9200	720-8519 福山市東桜町 1-21
④ 備北	三次市福祉保健センター (多目的ホール)	0824-63-8975	728-0013 三次市十日市東三丁目 14-1

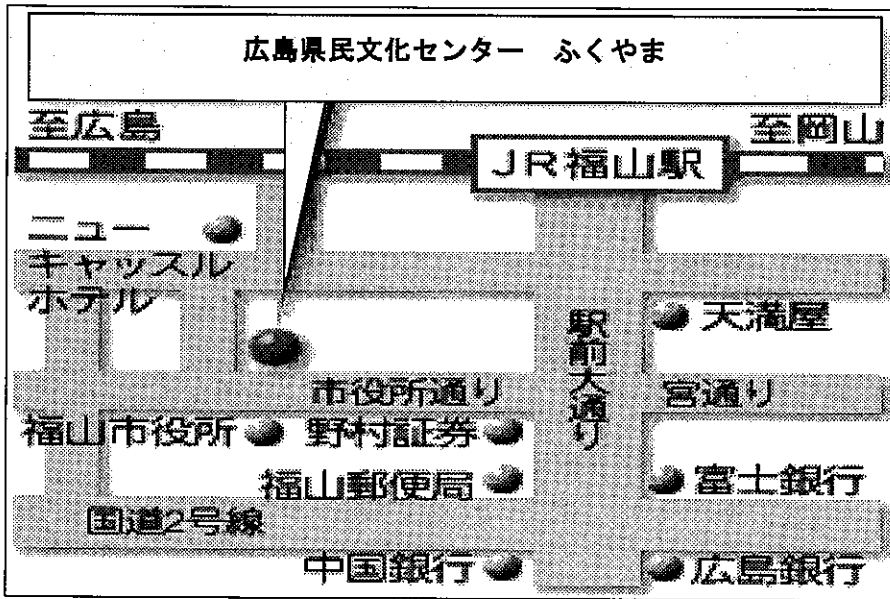
※ 各会場とも受講者用の駐車場は準備できません。公共交通機関等で御来場ください。

【①及び②の会場】広島県健康福祉センターと広島市南区民文化センター



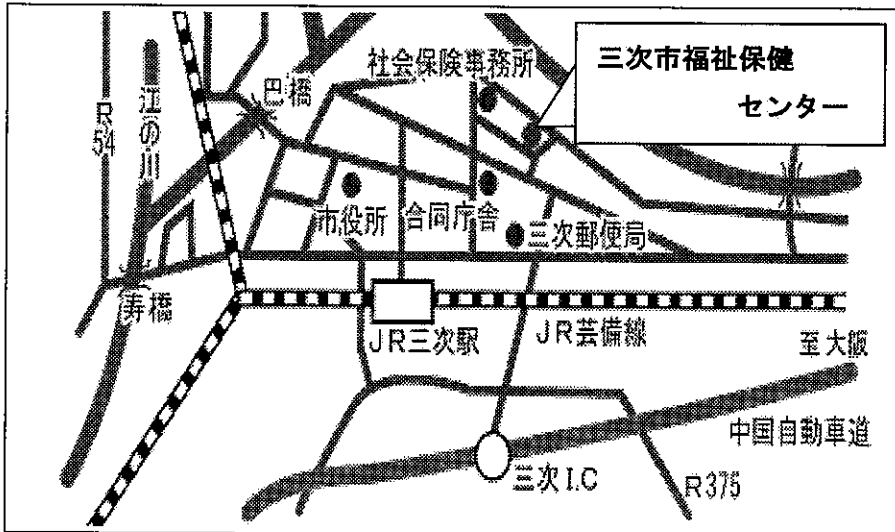
- ① 広島電鉄バス () 数字は、路線番号です。
西広島駅←→大学病院・旭町(10) (皆実町1丁目・比治山橋下車) 横川駅←→仁保(7) (皆実町1丁目下車)
- ② 広島バス () 数字は、路線番号です。
広島駅←→旭町(26) (比治山橋下車) 横川駅←→大学病院(23) (比治山橋下車)
- ③ 市内電車 () 数字は、路線番号です。
広島駅←→宇品(5) (南区役所前下車)

【③の会場】県民文化センターふくやま

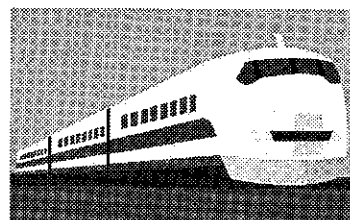
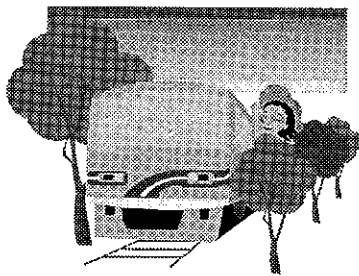


JR 福山駅から
徒歩 4 分

【④の会場】三次市福祉保健センター



JR 三次駅から
徒歩 15 分



申込み・受講に関する Q&A集

	Q	A
実務経験証明書	① 更新対象者で、以前働いていた居宅介護支援事業所が廃止となっています。または以前働いていた事業所の担当者が皆代わっているのでも誰も証明をしてくれません・・・。実務経験証明書はどのように記入したらいいですか？	⇒実務経験証明書は受講を希望する本人が記入し、以前雇用されていたことを証明するもの（ <u>雇用保険、年金記録などの証明書</u> ）の写しを管轄の社会保険事務所で受け取って実務経験証明書に添付して郵送下さい。 <u>年金特別便</u> などでもOKです。
	② 実務経験証明書の『施設または事業所の名称』の部分は法人名を記入するのですか？	⇒現在の所属長が記入できるのであれば記入していただいてもOKです。記入できないのであれば、法人の総務などで記入していただき法人の代表者の印でもOKです。法人名を記入する場合は、備考欄に現在勤務している施設名を必ず記入して下さい。
	③ 実務経験の期間はいつからいつまでを書けばいいですか？	⇒実際に介護支援専門員として働き始めたときから、受けた研修の <u>受講日前日</u> までです。
	④ 更新研修を受ける予定ですが、実務経験が3年ないのですが・・・	⇒更新年度に受ける更新研修では実務経験は3年未満でも、過去に <u>1ヶ月でも経験があれば受講できます</u> 。
	⑤ 専門研修を受講する予定ですが、以前専門Iを受けているので実務経験証明書はもういらないですか？	⇒専門研修の受講要件は現在実務に従事していることが条件ですので、 <u>実務経験証明書を再度</u> とっていただく必要があります。
	⑥ 自分は管理者でもあり、違う仕事もしているのですが実務経験に入りますか？	⇒指定居宅介護支援事業所においては基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっており、 <u>当該管理者は、実務経験があると認められます</u> 。
事例	⑦ 現在は実務をしていないので更新研修課程IIの事例が作成できないのですが、どうしたらいいのでしょうか？	⇒更新研修課程IIの <u>事例提出は受講条件</u> ですので、過去に所属していたときのケースを思い出して作成して下さい。
申込書	⑧ 研修Iの選択科目は、自分の興味があるものでいいですか？自分の仕事と関係しているほうがいいですか？	⇒選択科目は、業務と関係しているもの、興味があるものどちらでもOKです。ご自分のスキルアップのためによく検討して選んで下さい。
	⑨ 専門（更新）研修課程IIの施設コースの課目③と課目④は同じコースを受講しないとだめですか？	⇒専門（更新）研修課程IIの課目③と課目④のコースと所属は現在働いている施設を選択して下さい。施設コースの課目③と課目④はグループ演習を行います。同じ施設でグループメンバーを決めていきますので揃えて申し込み下さい。

参考2 Q&A集

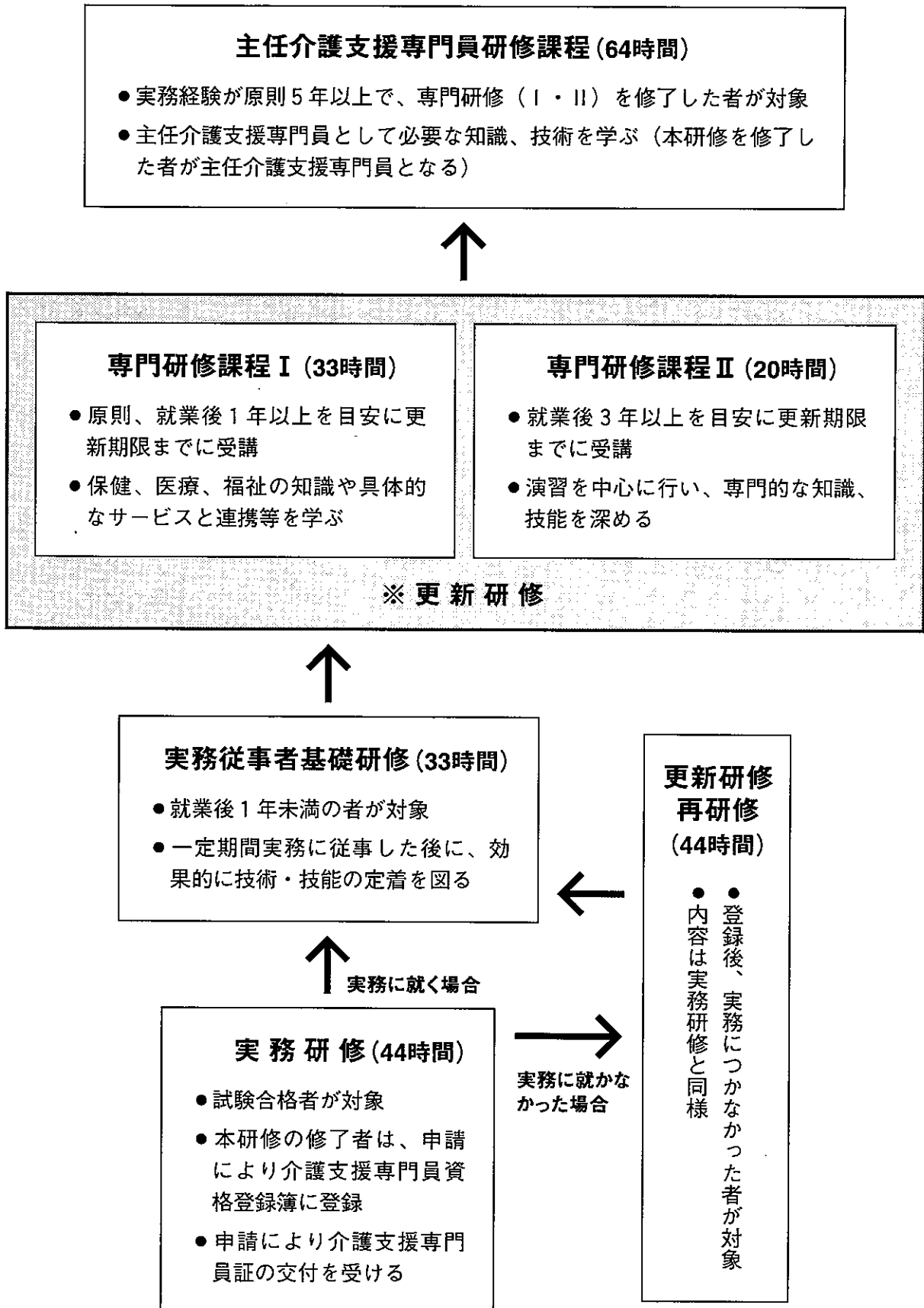
	<p>⑩ 更新と専門はどちらがうのですか？どちらの申込書でもいいのですか？</p>	<p>⇒研修の内容は同じですが、専門研修を受講するには、現在実務に就いていることが条件となっています。専門研修は、実務経験年数によって受講できる研修が異なります。</p> <p>（専門研修Ⅰ・・・実務経験1年以上の方対象） （専門研修Ⅱ・・・実務経験3年以上の方対象）</p> <p>更新研修は、介護支援専門員証の有効期限が次の年に切れる方が対象です。更新研修は、過去に実務経験があれば更新研修ⅠもⅡも受講可能です。</p> <p>申込書の記入は、専門研修は専門研修の申込書へ、更新研修は更新研修の申込書に記入して下さい。用紙がない場合は、コピーまたは当振興会のホームページからダウンロードして使用して下さい。</p>
<p>その他</p>	<p>⑪ 更新研修を受けないと資格は消えてしまうのですか？</p>	<p>⇒介護支援専門員証の更新を行わずに有効期間が切れてしまった場合、広島県が管理する介護支援専門員名簿からは削除されませんが介護支援専門員として実務に従事することはできません。再度、従事するためには、一定の研修（再研修）を受講し介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。</p>
<p>その他</p>	<p>⑫ 同じ職場の介護支援専門員は更新の案内が来ているのになぜ自分はこないのですか？</p>	<p>⇒更新研修のご案内は、更新年度の方で、その前年の10～11月頃ご自宅に郵送した確認調査票で更新の意思を示された方に郵送しています。</p>
<p>その他</p>	<p>⑬ 一度更新の手続きをしているのですが、2回目からの更新に必要な研修はどうなりますか？</p>	<p>⇒一度、当振興会の研修を終了し、実務経験者として更新の手続きをしている方は、<u>専門（更新）研修課程Ⅱのみ</u>を受講することで次回の更新に必要な研修は修了となります。</p> <p>ただし、初回の更新で（社福）広島県社会福祉協議会での実務未経験者の更新研修を受講した方は、2回目の更新では<u>専門（更新）研修Ⅰ・Ⅱの両方を受講</u>する必要があります。</p>

参考3 研修の流れ

対象者	内容	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考	
更新研修 受講の方	個人へ案内発送	2月上旬												
	ホームページへの掲載	2月上旬												
	申し込み〆切	3月9日												
	受講決定通知書(上期)				4月中旬頃									
	受講決定通知書(下期)						6月中旬頃							
	研修期間 課程Ⅰ					← 上期 →			← 下期 →					
	研修期間 課程Ⅱ					← 上期 →			← 下期 →					

対象者	内容	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考	
専門研修 受講の方	各事業所へ案内発送	2月上旬												
	ホームページへの掲載	2月上旬												
	申し込み〆切	3月9日												
	受講決定通知書(上期)				4月中旬頃									
	受講決定通知書(下期)						6月中旬頃							
	研修期間 課程Ⅰ					← 上期 →			← 下期 →					
	研修期間 課程Ⅱ					← 上期 →			← 下期 →					

参考 4 介護支援専門員の研修体系



参考 5

『介護支援専門員証の紛失』、『住所・氏名の変更』の場合の手続きについて

1.『介護支援専門員証の紛失』の場合の手続きについて

「介護支援専門員再交付申請書」(別紙様式第10号)を広島県介護保険課へ提出してください。

2.『住所・氏名の変更』の場合の手続きについて

下記の書類を広島県介護保険課へ提出してください。

- ① 介護支援専門員登録事項変更届出書兼介護支援専門員証書換交付申請書 (別記様式第7号)

※申請書に貼付するもの ・3800円分の収入証紙
・写真

- ② 現在お持ちの「旧介護支援専門員登録証明書(A4版, 携帯用の両方)」
又は「介護支援専門員証」の原本
※ 紛失している場合は、「介護支援専門員証再交付申請書(様式第10号)」
(この場合, 様式第10号への手数料, 写真の貼付は不要です。)
なお, 旧介護支援専門員登録証明書については, A4版, 携帯用の両方,
又は, どちらか一方でも紛失している場合は様式第10号を提出してください。

- ③ 戸籍抄本等 氏名変更の確認可能な書面(原本, コピー不可)

- ④ 住民票の写し(原本, コピー不可)

■提出先及びお問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10-52
 広島県介護保険課企画調査グループ
 ☎ 082-513-3206(ダイヤルイン)

※必要な書類は、広島県シルバーサービス振興会のホームページからもダウンロードできます

介護支援専門員の登録・資格の更新について(住所変更等の書式など)をクリックします

リンク集をクリックします

【指定実施機関】



社団法人 広島県シルバーサービス振興会

《所在地》

〒734-0007

広島市南区皆実町1-6-29

広島県健康福祉センター1階

《TEL》

(082)254-9699

《FAX》

(082)254-9690

《ホームページ》

<http://www.hiroshima-silver.or.jp/>

広島県シルバーサービス振興会

検索



クリック

《営業時間》

月曜日～金曜日

8時30分～17時30分

(土曜日・日曜日・祝日を除きます)